【自治労大阪府職員労働組合　回答（概要）】

職場環境改善等要求の第１の要求のうち、（１）の知事部局における一般定期健康診断については、平成20年度から特定健康診査と連動し、検査項目を追加して実施している。

また、人間ドックについては、生活習慣病を予防する観点から腹囲、ＬＤＬコレステロールを健診項目に加えるなど、その量的、質的充実を図っているところ。

本人の費用負担については、女性検診など新たに追加経費を伴う検査を導入した際も改定することなく据え置いてきており、ご要求に応じることは困難。

「５５セルフドック」受診者の服務については、人間ドック本来の目的である自分自身の健康管理をさらに推進するものとして、地方職員共済組合が単独で実施する健診であるため、年休扱いとしているところ。

（２）の労働安全衛生法改正によるストレスチェック制度については、平成２８年度より、実施しており、ストレスチェック結果によるセルフケアに加え、個人結果票を一定集団ごとに集計・分析を行い、職場環境の改善にも努めてまいる。

また、「大阪府職場復帰支援プログラム」に基づく職場復帰支援については、ストレス相談室において、専門産業医等による面談等の個別ケアを行うなど、引き続き、総合的対策を講じる。

（３）の職場環境の改善については、「ＶＤＴ作業のための労働安全衛生管理基準」に基づき、ＶＤＴ特別健診やＯＡ椅子・机の導入についての周知、労働衛生教育などを実施するとともに、産業医による職場巡視などを通じて、引き続き、適切な作業環境の確保に努める。

その他のご要求の諸事項については、府労連交渉において回答したとおり。

　続いて、単組独自の要求・要望事項について回答する。

第１の要求であります自治労府職との良き労使関係については、今後とも維持してまいりたいと考えてる。

この基本的立場に立ちまして、厳しい状況下においても、勤務条件にかかわる諸問題については、誠意をもって、十分協議を行ってまいりたい。

第２の要求のうち、（２）の給料表を異にする異動に際しての現給保障については、職員の給料が職務に応じて定められているということから、要求に応ずることは困難。

（３）の特殊勤務手当については、平成２１年の人事委員会勧告に伴い総点検を行ったところ。

また平成26年度の監査における指摘等を踏まえ見直しを行ったところ、要求に答えることは困難。

（４）のうち②初任給調整手当は国の取り扱いに準じて支給しており、要求に応ずることは困難。

第３の要求のうち、（１）の　「ゆとりの日」等にいては、「ゆとりの日及び週間」の実施や「ゆとり推進月間」を徹底し、引続きワーク・ライフ・バランスの推進に努めてまいる。

（２）の全庁若しくは所属単位に職員端末機へのログイン・ログアウト時間を把握することは現行システムでは、困難。

時間外勤務の事前命令は引続き徹底するとともに、大阪府庁版「働き方改革」で示した長時間労働是正の取組を順次実施してまいりたい。

（３）の時間外勤務手当の支給割合の引上げについては、労働基準法改正や国等の動向を踏まえて、本府においても、平成22年４月１日から実施しているところ。

（４）の「過重労働による健康障害防止対策」については、時間外勤務が月４５時間を超え、産業医が必要と判断した場合には、所属長に対し、職場における健康管理等について助言指導を行うとともに、当該職員に対して保健指導を行うこととしている。

特に時間外勤務が月１００時間を超えた場合、所属長及び職員に対し、少なくとも年１回、面接による保健指導等を行い、産業医が必要と認めた健康診断等、必要な措置を実施するよう、平成２８年５月１日に保健指導等実施要綱の改正を行ったところ。

（５）の労働基準法第36条等の徹底については、平成17年度から年間360時間の時間外勤務命令の上限規制を導入するとともに、平成21年度から、午後９時までに執務室消灯なども行っており、次長会議において、定期的に時間外勤務実績の報告と、一層の取組みを要請するなど、時間外勤務の縮減に取り組んでいるところ。

加えて、大阪府庁版「働き方改革」で示した長時間労働是正の取組も順次実施してまいりたい。

第6の要求の自治労府職の下部組織の要求については、勤務条件に関する事項について、円滑な話合いが行われるよう誠意をもって対処してまいりたい。

次に、職場環境改善要求の、

第１のご要求のうち、（１）の組織再編に際しては、執務室移転の際に１人あたり５㎡を満たすよう努めながら、部局のまとまり、各課室の人員、来庁者の便宜等を総合的に勘案して配置検討などを行っておりますが、今後とも、快適な執務環境の確保に努めてまいりたい。

（２）の執務室移転に係る職場環境については、平成２９年度より実施予定の本館西館撤去工事の計画を踏まえ、十分な調整を行いながら進めてまいりたい。

（３）の府有建築物の耐震化については、今後の耐震化対策の方向性を、昨年8月に「新・府有建築物耐震化実施方針」としてまとめ、災害時に重要な機能を果たす建築物を含む府有建築物の新たな耐震化の目標等を各々定めた。

引き続き、耐震未完了施設の耐震化への取組みを進めるとともに、執務室等の安全確保に努めてまいりたい。

（４）の快適な職場環境の確保については、大阪府職員安全衛生管理規程第55条により「職場環境基準表」を策定し、職場環境の維持向上に努めているところ。

本庁舎につきましては、執務スペースが不足している現状から、ご要求に応じることは困難な状況にあるが、今後とも必要に応じて建物の構造及び予算の範囲内で検討し、対処してまいりたい。

（５）の本庁舎の福祉整備につきましては、福祉のまちづくり条例の趣旨を踏まえ建物の構造上の制約も考慮しつつ、順次整備している。

大手前庁舎については、

①本館及び別館のエレベーターを車椅子仕様に変更

②本館受付カウンターの車椅子仕様化

③本館正面玄関に障がい者用昇降リフト設置

④議会棟１階西側出入口にスロープ設置

⑤授乳室の整備

⑥オストメイト対応トイレの整備、便所触知案内板設置

⑦分館６号館入札室の出入り口へのスロープ設置

⑧パスポートセンター内に授乳スペースの設置など

実施しております。

咲洲庁舎については、改修工事の中で条例の主旨に基づいた施設になるように整備した。

　①階段室　階段手摺に点字プレート貼付け、点字ブロック

敷設

②エスカレーター　昇降口に点字タイル敷設、音声案内

③身障用エレベーター乗降口に点字ブロック敷設

④便所　洗面器への手摺取付、オストメイト対応トイレ

整備

⑤授乳室の整備

⑥車椅子用電話カウンターの整備

⑦庁舎出入口に音声誘導装置の設置

また、従来から設置されていた音声付触知図案内板を整備し、より分かり易い案内となるように改修した。

今後とも条例の趣旨を踏まえつつ、本庁舎の改善など職場環境の整備に努めてまいりたい。

（６）の災害時の非常時優先業務実施のための職員用備蓄については、平成２７年１２月、「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」（府民用備蓄方針）において「南海トラフ巨大地震では、地震発生後、最低３日間は府内で対応する必要がある」と公表したことから、職員用備蓄についても、これまでの発災後１日目に加え、２日目及び３日目に対応した物資を平成28年度から５か年計画で備蓄を実施することとし、平成28年度は、平成29年3月に本庁分の配備を行った。

また、こうした職員用備蓄の内容については、平成29年2月に一部改訂した「大阪府業務継続計画 地震災害編」にも反映している。

今後とも、適切に対応するとともに、必要に応じて情報提供を行っていく。

次に第2の、健康管理・労働条件・福利厚生に関する要求について（１）の執務室等における空調、換気、照明等については、建築物衛生法（建築物の衛生的環境の確保に関する法律）等に基づき、定期的に環境測定を実施し、点検を行っている。

引き続き、快適な執務環境の確保に努めてまいりたい。

（２）の職員の死亡・休職や公務災害を含めた事故等の状況については、安全衛生協議会において、引き続き、件数や主な内容を報告していくとともに、今後とも、安全衛生管理者等を対象に実施している安全管理講演会等の場において、職場における安全に対する意識の向上に取り組んでまいる。

　また、被災地への災害派遣の職員については、派遣前に健康診断を実施し、健康状態を確認することとしている。

また、派遣中は、派遣先の自治体において、健康管理を行っているところ。

（３）のマタニティ・ハラスメントに係る指針については、国等の指針も参考にしながら、策定してまいりたい。

ハラスメントの防止については、引き続き、職員の意識啓発、相談体制の整備、研修の３点から取組を進めることにより、ＬＧＢＴなどの性的マイノリティを含め、職員の働きやすい環境づくりを進める。

（４）の原子力災害の災害応急対策等、放射線障害になる恐れのある業務に関わる職員を対象に、放射線の基本的知識や緊急時の対応等を理解いただくため、原子力防災基礎研修やオフサイトセンターでの訓練及び研修会等を実施している。

今後とも、引き続き、放射能及び放射線に係る知識などに関する研修の充実を図り、原子力防災業務に従事する職員の安全確保に努めてまいりたい。

（５）の勤務時間の短縮については、週38時間45分、１日７時間45分とする改正を、平成22年10月から実施しているところ。

（６）の庁舎管理課で所管する公用車の点検・整備については、これまでどおり、法令等の定めに従い実施し、職場執務環境の安全を図っていきたい。

（８）の咲洲庁舎の職員の安全等確保については、平成24～25年度に制振ダンパーの設置工事等を実施しましたが、平成28年６月に国土交通省より、長周期地震動に関する新たな基準が示されたことから、追加ダンパー設置のための実施設計を平成29年度に行うとともに、同庁舎の今後の活用方策の検討を進めている。

現在は、店舗区画のテナント募集を行うとともに、様々な形で幅広い意見を聞きながら、有効活用が図れるよう取り組んでいるところ。

このため、部局の配置については、咲洲庁舎の安全性の検証や今後の活用方策の検討を踏まえて、今後とも、府職員の労働条件等に留意して対応する。

咲洲庁舎においては、食堂、リフレッシュルームの他、民間テナントである飲食店やお弁当ハウス等の利用が可能となっている。また、職員休養室や女子更衣室などの環境整備にも努めている。

（９）の労働条件に関する事項については、十分に協議する。

その他の要求の諸事項については、府労連交渉において回答したとおり。